

**広島市立リハビリテーション病院紙おむつセット及びタオルセット提供業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市立リハビリテーション病院紙おむつセット及びタオルセット提供業務

(2) 業務の目的

地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立リハビリテーション病院（以下「広島市立リハビリテーション病院」という。）において、入院患者が必要とする紙おむつやタオル類などを紙おむつセット及びタオルセットとして適切な方法で提供することにより、入院患者及びその家族等（以下「入院患者等」という。）の負担軽減を図り、利便性の向上を図ることを目的とする。

(3) 内容

事業者は、広島市立リハビリテーション病院において建物の一部を有償で借り受け、入院患者に紙おむつやタオル類などが必要なときに紙おむつセット及びタオルセットとして提供できるように、各物品の在庫管理から発注業務を行う。

また、入院患者が利用した紙おむつセット及びタオルセットの料金について、日額で入院患者等に請求する。

詳細は、別添「契約書」及び「仕様書」のとおり。

(4) 契約期間

事業者と地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）が本業務に係る契約を締結した日から令和7年3月31日までとする。

なお、契約締結の日から業務開始日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については事業者の負担とする。

(5) 業務開始日

令和3年4月1日（木）とする。

ただし、事業者の責めに帰さない事由により、令和3年4月1日の業務開始が困難であると病院機構が認めた場合は、病院機構が別に定める日とする。

(6) 履行場所

広島市安佐南区伴南一丁目39番1号

広島市立リハビリテーション病院

2 広島市立リハビリテーション病院の概要

(1) 診療科目

（常設）脳神経内科、整形外科、リハビリテーション科、歯科

（非常設）脳神経外科、内科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、精神科、泌尿器科

(2) 外来診療時間

土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）及び8月6日並びに12月29日から翌年1月3日までを除く毎日午前9時から午後5時まで

(3) 病床数

100床（一般病床：100床）

(4) 診療実績（令和元年度）

- ・入院患者数：461人（延べ34,877人、1日平均95.3人）
- ・入院時の平均年齢：66.2歳（70歳以上の割合 52.6%）
- ・平均在院日数：75.2日

3 紙おむつセット及びタオルセット提供業務用施設の概要

紙おむつセット及びタオルセットの物品の在庫保管業務等の用に供するため次の場所を貸し出す予定であるが、詳細については病院機構と事業者の協議によるものとする。

(1) 場所

病棟1階及び2階 物入（別図のとおり、なお提案等によって追加する場合がある。）

(2) 延べ床面積

1. 104㎡（※概算値であり、提案等によって追加する場合がある。）

(3) 構造

鉄筋コンクリート造

4 業務の実施条件

(1) 紙おむつセット及びタオルセット提供業務用施設の貸付許可等

事業者は、紙おむつセット及びタオルセットの在庫保管業務等の用に供するため、病院機構の固定資産（建物）を使用するに当たっては、地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産貸付要綱及び地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産貸付要領の規定に基づき固定資産貸付許可を受けるとともに、同貸付要領の規定に基づき算定した固定資産貸付料（参考：1㎡当たり18,750円（令和2年度実績））を納付すること。

(2) 管理手数料

事業者は、紙おむつセットの物品の廃棄物処理、入院時における紙おむつセット及びタオルセットの利用希望の確認等に係る費用相当額（入院患者への説明資料及び料金表等の作成費用を除く。）を、管理手数料として支払うものとする。

管理手数料の額は、紙おむつセット及びタオルセット提供業務における毎月の売上高（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に、提案による料率を乗じた額（1円未満の端数は四捨五入する。）とする。なお、提案による料率は8%以上とする。

(3) 業務に必要な各種法令に基づく許認可については、事業者が取得すること。

(4) 紙おむつセット及びタオルセット提供業務に関する入院患者等からの問い合わせ及び苦情等に対し真摯に対応すること。

(5) その他の実施条件は「仕様書」による。

5 担当部署

〒731-3168

広島市安佐南区伴南一丁目39番1号

広島市立リハビリテーション病院事務室（以下「事務室」という。）

TEL 082-849-2803

FAX 082-849-2804

電子メール riha-hosp@hcho.jp

6 全体スケジュール

・ 公示日	令和3年	1月22日	(金)
・ 現地見学会申込期限	令和3年	1月27日	(水)
・ 質問受付期限	令和3年	2月 3日	(水)
・ 参加申込期限	令和3年	2月 9日	(火)
・ 企画提案書等提出期限	令和3年	2月19日	(金)
・ プレゼンテーション	令和3年	2月26日	(金) (予定)
・ 契約締結	令和3年	3月上旬	(予定)
・ 業務開始	令和3年	4月 1日	(木)

7 参加申込

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 広島市税の納税証明書（写しでも可）

「令和〇〇年〇月〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書。（証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写しでも可）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）。〔電子納税証明書は不可。〕（証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

エ 会社概要（様式2）

オ 直近年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等に関する資料）

カ 紙おむつセット及びタオルセット提供業務と同種業務の運営実績（様式3）

キ 契約書の写し（過去3年間において、許可病床数100床以上の病院で、当該業務を2年以上継続して履行した実績が確認できるもの。）

(2) 提出部数

1部

(3) 申込期間

公示日から令和3年2月9日（火）までの土曜日及び日曜日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(4) 提出場所

事務室（上記5に同じ。）

(5) 提出方法

次のいずれかの方法による。

ア 持参（土曜日及び日曜日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで）

イ 郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(6) 資格要件の審査確認及び通知

提出された参加表明書等により資格要件の審査確認を行い、令和3年2月12日（金）までに、すべての提案者に参加資格確認結果通知書をFAXにより送付する。

(7) 参加辞退の取扱い

参加表明書を提出後、参加を辞退する場合は、任意の様式による書面でその旨提出すること。

8 現地見学会

希望者を対象に現地見学会を行うので、見学希望者は次により見学申込書（様式4）を提出すること。

ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、現地見学会を中止することがあるので留意すること。

(1) 申込期間

公示日から令和3年1月27日（水）までの土曜日及び日曜日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 提出場所

事務室（上記5に同じ。）

(3) 提出方法

次のいずれかの方法による。

ア 持参（土曜日及び日曜日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで）

イ 郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

ウ 電子メール（添付ファイルとして送信し、送信後に到達を電話確認すること。）

(4) 現地見学会実施日時等

希望者に別途連絡する。なお、当日は見学だけ行うこととし、質問がある場合は「9 質問の受付及び回答」により行うものとする。

(5) その他

見学時の人数は2人以内とするとともに、新型コロナウイルス感染症対策として次のことを遵守すること。

ア 入館時の体温測定及び体調チェック

イ 手指の消毒及びマスクの着用

ウ 以下に該当する従業員を参加させないこと。

- ・ 発熱、咳、のどの痛み、息苦しさ、倦怠感、嘔吐、下痢、嗅覚障害、味覚障害等の症状がある者
- ・ 海外への渡航歴があり、帰国後2週間以内の者
- ・ 県外在住の者及び2週間以内に県外との往来があった者
- ・ 2週間以内に感染拡大地域（※）在住者との接触があった者

※ 感染拡大地域は、令和2年5月15日制定（令和2年11月30日一部改正）の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」において、往来の必要性を十分に検討し、慎重に判断するよう示された次の地域とし、具体的には広島県のホームページで情報発信された地域とする。（11(3)エ(ウ)において同じ。）

- ・ 都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域
- ・ 直近7日間の10万人当たり新規陽性者数が15人以上となっている地域

9 質問の受付及び回答

(1) 質問票の様式

（様式5）を使用すること。

(2) 受付期間

公示日から令和3年2月3日（水）までの土曜日及び日曜日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

- (3) 受付場所
事務室（上記5に同じ。）
- (4) 提出方法
質問票を、前記(3)に電子メールの添付ファイルとして送信し、送信後に到達を電話確認すること。
- (5) 質問に対する回答
質問に対する回答は、質問の提出があった日から令和3年2月8日（月）までに、質問者に直接回答（電子メール）するほか、病院機構のホームページに掲載する。

10 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
企画提案書（様式6）に次の書類を添付し提出すること。
提案者名（住所、商号・名称、代表者職氏名）の記載及び押印は正本のみに行い、副本には提案者名の記載及び押印はしないこと。また、提案者名が類推できる表現は記載しないこと。
ア 紙おむつセット及びタオルセット提供業務の運営に当たっての基本的な考え方について（様式7）
イ 業務運営体制について（様式8）
ウ セット構成、料金設定等について（様式9）
エ 苦情・要望への対応について（様式10）
オ その他アピールポイント（様式11）
カ 管理手数料提案見積書（様式12）
※ 指定様式はA4判とする。
- (2) 提出部数
正本1部・副本9部
- (3) 提出期間
参加表明書等を提出した日から令和3年2月19日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。
- (4) 提出場所
事務室（上記5に同じ。）
- (5) 提出方法
次のいずれかの方法による。
ア 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで）
イ 郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

11 審査方法

- (1) 企画提案書の審査は、広島市立リハビリテーション病院紙おむつセット及びタオルセット提供業務公募型プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。
- (2) 審査委員会の委員は、次の職にある者をもって構成する。
委員長 広島市立リハビリテーション病院病院長
委員 広島市立リハビリテーション病院副院長
広島市立リハビリテーション病院事務長
広島市立リハビリテーション病院医療支援室長
広島市立リハビリテーション病院総看護師長

広島市立リハビリテーション病院看護師長（病院長が指名した者）

広島市立リハビリテーション病院看護師長（病院長が指名した者）

広島市立病院機構本部事務局経営管理課長

(3) プレゼンテーション日程等

ア 日時

令和3年2月26日（金）（予定）

イ 場所

広島市立リハビリテーション病院2階 会議室

ウ 次第

- ・ 事務室からの説明
- ・ 企画提案書による提案（1提案20分以内）
- ・ 質疑応答
- ・ 提案者退場
- ・ 審査

エ その他

プレゼンテーションの際に備品等（例 パソコン、プロジェクター等）を使用するときは、事前に事務室に連絡し、提案者が準備すること。

また、出席者の人数は3人以内とするとともに、新型コロナウイルス感染症対策として次のことを遵守すること。

(ア) 入館時の体温測定及び体調チェック

(イ) 手指の消毒及びマスクの着用

(ウ) 以下に該当する従業員を出席させないこと。

- ・ 発熱、咳、のどの痛み、息苦しさ、倦怠感、嘔吐、下痢、嗅覚障害、味覚障害等の症状がある者
- ・ 海外への渡航歴があり、帰国後2週間以内の者（※）
- ・ 県外在住の者及び2週間以内に県外との往来があった者（※）
- ・ 2週間以内に感染拡大地域在住者との接触があった者（※）

なお、上記※印に該当する者がプレゼンテーションに出席する必要がある場合は、PCR検査で陰性が証明され、かつ、上記症状がない場合に限り、プレゼンテーションへの出席を認める。

(4) 審査基準

別添1のとおり

(5) 受託候補者の選定

ア 参加資格を満たしていない者、失格要件に該当する者及び提出書類に不備がある者のいずれかに該当する場合は、プレゼンテーションによる審査の対象から除外する。

イ 審査委員会において、得点の総計が最も高い提案をした者を受託候補者として選定する。

なお、企画提案内容の水準を確保するため、得点が、審査基準に基づく配点の合計点の6割を満たさない場合は、最高順位であっても選外とする。

ウ 得点の総計が最も高い提案をした者が2者以上いる場合には、次の順序で受託候補者を選定する。

(ア) 各提案者の「企画提案書に対する評価（利用料金の設定及び管理手数料の見積に係る評価点を除く。）」を比較し、その評価点が最も高い者。

(イ) 上記(ア)の得点が同点の場合は、くじにより決定する。

12 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、令和3年3月3日（水）頃までに、すべての提案者に参加表明書に記載された連絡先に電子メールにより通知する。
- (2) 審査結果の通知後速やかに、提案者名、各提案者の審査結果（順位、得点を含む。）を病院機構ホームページにおいて公表する。

13 契約の方法

- (1) 契約の締結
受託候補者は、広島市立リハビリテーション病院紙おむつセット及びタオルセット提供業務に係る随意契約の優先交渉権者とする。優先交渉権者との協議が整った場合は契約を締結する。
なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は次点者を交渉権者とする。
- (2) 契約締結日
令和3年3月上旬（予定）
- (3) 履行開始
令和3年4月1日（木）
- (4) 契約の条件
別添「契約書（案）」のとおり

14 その他

- (1) 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 必要な資格を有しない者及び企画提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した企画提案書は無効とする。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 参加表明書及び企画提案書は提出期限後においては、差替え、再提出ができない。参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載等の不正の行為があった場合は、失格とする。
- (6) 提出された参加表明書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者選定の目的以外に提案者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 公募に参加しようとする者は、審査委員会の委員との間に利害関係がなく、本件の受託候補者決定の公表までの間において、本件に関して、審査委員会に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、失格とする。
- (8) 参考情報
令和3年1月6日における広島市立リハビリテーション病院の入院患者のうち、おむつ使用者の割合は次のとおりである。なお、おむつ使用者の割合は入院患者の疾患及び病状等により変動するものであり、今後の利用人数を確約するものではない。
 - ・ 日常生活全般に介助が必要な患者（離床困難者、排泄介助が必要な患者） 18.1%
 - ・ 日常生活は軽介助で行うことができ、排泄も一部介助で対応できる患者 22.3%
 - ・ おむつ等は必要とするが、日常生活を介助なしで行うことができる患者 18.1%

審 査 基 準

審 査 項 目		審 査 要 素	配 点	
1	運営の実績（様式 3）	他病院での当該業務と同種の業務の運営実績があるか	25	25
2	経営面の健全性（財務諸表）	財務状況等が良好であるか	10	10
3	運営の基本的な考え方（様式 7）	広島市立リハビリテーション病院で当該業務を実施するにあたっての基本的考え方が、明確で具体的になっているか	30	30
4	運営の実施体制等（様式 8）	(1) 契約後は遅滞なく運営準備を進め、適切な事業開始ができるか	20	75
		(2) 患者等の満足度向上に向けた取組について具体的な提案がなされているか	20	
		(3) 病院職員の業務負担軽減に向けた取組について具体的な提案がなされているか	20	
		(4) 従業員の教育・研修体制が確保されているか	15	
5	商品及び料金等（様式 9）	(1) セット内容は利便性に優れているか	35	115
		(2) 患者等にとって負担の少ない料金設定となっているか	45	
		(3) 仕様書に記載のない独自のサービスについて具体的な提案がなされているか	35	
6	苦情・要望への対応（様式 10）	苦情・要望への対応は適切か	10	10
7	その他アピールポイント（様式 11）	他事業者にない優位性・特徴ある事項があるか	20	20
8	管理手数料（様式 12）	経済的かつ合理的な手数料率となっているか	15	15
合 計			300	